

令和7年度高年齢者雇用優良企業等九州・山口生涯現役 社会推進協議会会長表彰 宮崎県募集要項

1 趣旨

九州・山口の各県及び経済団体、労働者団体等で構成される「九州・山口生涯現役社会推進協議会」（会長 福岡県知事）では、年齢にかかわらず活躍し続けることができる「生涯現役社会」の実現に向け、九州・山口が一体となって高年齢者の就業促進や社会参加支援に取り組んでいます。

その一環として、高年齢者の雇用促進に先進的かつ積極的に取り組んでいる企業等に対し九州・山口生涯現役社会推進協議会会長表彰を行い、その努力と功績を称えとともに、これを広く九州・山口各県の県民一般に周知し、高年齢者の雇用の促進を図ります。

2 募集テーマ：高年齢者雇用促進につながる取組等（例示）

取組項目	内容（例示）
(1) 制度面での取組	短時間勤務等柔軟な雇用形態、賃金・評価制度における取組
(2) 職場環境の整備	高年齢者が働きやすい職場環境の整備
(3) 能力開発の取組	研修、企業内教育訓練、技能継承
(4) 意識・風土面の改善	意識啓発、職場コミュニケーションの推進
(5) 健康対策の取組	高年齢者の健康管理、安全衛生、福利厚生
(6) その他	その他の高年齢者雇用促進の取組

3 応募方法

(1) 応募書類等

応募票（別紙様式1及び別紙様式1-2、1-2-2、2、3）

※必要に応じ、写真・図・イラストなど改善等の内容を具体的に示す参考資料を添付してください。

※なお、応募書類等は返却いたしません。御了承ください。

(2) 応募期間

令和7年5月8日（木）から6月27日（金）まで当日消印有効

(3) 応募先

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課
（〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1）

4 応募資格

高年齢者の雇用の機会の増大に尽力し、他の模範となっている企業等又は高年齢者の職業能力の開発・向上及び職務の改善、作業施設の改善等、諸条件の整備を図り、その雇用した高年齢者の定着に特段の努力を行っている企業等で次のいずれにも該当するものに限りします。

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日現在で、定年年齢の引き上げや定年制の廃止、継続雇用などにより希望者全員を 70 歳以上まで雇用する制度を設けていること
- (2) 労務管理に万全を期しており、過去 3 年間に於いて自らの責任による労働災害を起こしていないこと
 - ・ 令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日の間に、自らの責任による死亡災害を起していない。
 - ・ 令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日の間に、自らの責任による重大災害（休業 1 ヶ月以上）を起していない。
- (3) 過去 3 年間に於いて労働関係法令に違反したことがないこと
 - ・ 令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日の間に、労働基準関係法令違反の疑いで送検され、公表されていない。
 - ・ 令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日の間に、「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県局長等による指導の実施及び企業名の公表について」（平成 29 年 1 月 20 日付け基発 0120 第 1 号）に基づき公表されていない。
- (4) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (5) 国税、県税及び市町村税並びに労働保険料の滞納がないこと

5 賞

九州・山口生涯現役社会推進協議会会長表彰 九州・山口各県 1 編

6 審査

応募内容を九州・山口各県において審査します。

7 審査結果発表等

令和 7 年 9 月下旬を目途に H P にて公表します。

8 表彰状の授与

表彰状は、原則として、令和7年11月13日（木）に那覇市において開催予定の「九州・山口生涯現役社会推進大会沖縄県大会」において授与します。

9 著作権等

提出された応募書類の内容に係る著作権及び使用権は、九州・山口生涯現役社会推進協議会（九州・山口各県）に帰属することとします。

10 問い合わせ先

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課（九州・山口生涯現役社会推進協議会 宮崎県窓口）

〒880-8501 宮崎市橘通東 2-10-1

電話：0985-26-7106 FAX：0985-32-3887